

○議案第55号 守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する
条例案

□□□審議経過□□□

＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、事業系一般廃棄物のさらなる減量化と受益者負担の観点から、現在、行っている事業系一般廃棄物の可燃ごみの行政による定期収集を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、事業系一般廃棄物は事業者自らの責任において処理しなければならないことは当然であるが、比較的小規模な事業者が対象になると考えられ、制度変更の周知の際には、分別の方法のほか許可業者との契約による処理などもあわせて説明を行いながら、啓発に努められたいこと。

また、これまでから市民の理解と協力を得ながら分別収集に取り組んでいるところであり、事業者に対しても、収集の際などの指導を徹底し、分別への意識を高め、事業系一般廃棄物の減量へとつながるよう取り組まれたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。